

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社は、将来にわたり事業を継続的に発展させ、事業を通して社会に貢献し続けるために、経営の効率化と健全性を高めるとともに、経営の透明性を高めるためのチェック機能の充実を図ることが不可欠であるとの観点から、コーポレート・ガバナンスの徹底を最重要課題と位置づけ、経営体制の整備・構築に取り組んでおります。

なお、当社のコーポレートガバナンス・ガイドラインは、当社ウェブサイトに掲載しております。

<http://www.cyber-l.co.jp/ir/governance/>

#### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

(補充原則1-2-4)

当社は現在、機関投資家や海外投資家等の比率が比較的低いため、コスト等を勘案し議決権の電子行使や招集通知の英訳を採用していません。今後、株主構成の変化等の状況に応じて検討を進めます。

(補充原則3-1-2)

当社では、英語での情報の開示・提供については現状の当社株主構成を勘案して行っておりませんが、今後の株主構成の変化に応じて検討を進めます。

(原則4-8)

当社の独立社外取締役は1名ではありませんが、各取締役や監査役との意見交換を行い、取締役会では積極的に議論に参加し発言を行うなど、独立社外取締役としての役割・責務を十分に果たしていただいているものと認識しております。また当社では、社外監査役を3名選任しており、社外役員4名で十分に経営の監視及び監督が果たされているものと判断しております。今後当社の事業の状況や、環境の変化に応じて、より透明性の高いガバナンスを実現するため、社外取締役の増員が必要と判断される場合には、選任に向けて、候補者の確保に努めてまいります。

#### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

(原則1-4)

当社は次の通り、政策保有株式に関する方針を定め、当社ホームページにて開示しております。

<http://www.cyber-l.co.jp/ir/governance/>

(原則1-7)

当社では、役員及び役員が実質的に支配する法人との利益相反取引、役員親族や主要株主等との取引については、社内規程に基づき、取締役会にて取引の妥当性及び必要性を確認の上、社外取締役の意見を踏まえ、事前承認を得た場合にのみ実施することとしており、当該取引の公正性を適切に監視しています。なお、取引実行後には、当該取引についての重要な事実を取締役会に報告することとしております。また、該当する取引については法令の定めに従い、その概要を開示しています。さらに当社は、毎年、全役員に対し、当社との取引(関連当事者間の取引)の有無について「関連当事者との取引に関する調査回答書」による把握を行っております。

(原則3-1)

(1) 当社の経営理念については、当社ホームページにて開示しております。

<http://www.cyber-l.co.jp/corporate/>

また、経営戦略については、中期経営計画を策定し、2016年2月に開示しております。(中期経営計画の詳細については、「2015年12月期 決算および中期経営計画説明会」12~21ページをご参照ください。

<http://contents.xj-storage.jp/xcontents/AS92229/6f71fb4f/52e5/4168/ab19/209fe4229817/20160303170645630s.pdf>

(2) 当社のコーポレートガバナンスに関する基本方針は、本報告書の「コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報 1. 基本的な考え方」に記載の通りです。

(3) 役員報酬の決定に当たっての方針及び手続きについては、本報告書の「経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織

その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況 1. 機関構成・組織運営等に係る事項【取締役報酬関係】」内の

「報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」に記載しております。

また、執行役員の報酬については、賞金規程に従い、個々の活動成果や能力等を総合的に評価し、人事委員会において決定しております。

(4) 取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針及び手続きについては、当社ホームページ「取締役・監査役候補の選定に関する方針」にて開示しています。また、執行役員については、取締役が、執行役員としてふさわしい人格・識見があり、その職務を全うすることのできる者を推薦し、社外取締役を含む取締役会の決議により選任することとなっております。

<http://www.cyber-l.co.jp/ir/governance/>

(5) 社内役員については、業務経験が認識できる略歴、社外役員については、略歴に加え、その選任理由を株主総会招集ご通知参考書類において説明しています。

(補充原則4-1-1)

当社の取締役会は、法令及び定款に定められた事項の他、株主総会の決議により委任された事項、経営方針・経営戦略等の経営に関する重要な意思決定事項について決定しており、執行役員は取締役会が決定した経営方針等に従って業務執行に当たっております。取締役会付議基準については社内規程により明確化しております。

取締役会決議を要しない事項については、社内規程において重要性の基準を設け、経営陣に委任すべき事項を明確に定めております。

(原則4-9)

当社は社外役員の独立性に関する判断基準を策定し、当社ホームページ及び株主総会招集ご通知参考書類にて開示しております。

<http://www.cyber-l.co.jp/ir/governance/>

(補充原則4-11-1)

当社の取締役会は、定款で定める取締役10名の員数の範囲内で、各事業に伴う知識、経験、能力等のバランス・多様性に配慮しつつ、事業規模に応じ適切と思われる人員で構成し、迅速な意思決定が行える体制とすることを基本的な考え方としています。

取締役の選任に関する方針・手続きについては、原則3-1(4)に記載の通りであり、今後も引き続きこれを踏襲していく予定です。

(補充原則4-11-2)

社外取締役及び社外監査役をはじめ、取締役及び監査役は、その役割・責務を適切に果たすために必要となる時間・労力を取締役及び監査役の業務に振り向け、兼任については合理的範囲に留めています。

また当社は、取締役及び監査役が他の上場会社の役員を兼任する場合には、社内役員については4社以内、社外役員については6社以内とし、取締役会の承認を要する旨を社内規程にて定めております。

なお、当社の取締役・監査役における他の上場会社役員との兼任状況(2018年3月末現在)は、次の通りです。

水城実監査役

株式会社タカシヨー社外監査役

(補充原則4-11-3)

当社取締役会は、取締役会の実効性を高め、その機能を向上させることを目的として、取締役会の実効性に関する分析・評価を行っております。

分析・評価にあたり、すべての取締役及び監査役に「取締役会評価に関する質問票」を配布し、その回答結果を参考に分析・評価を行いました。

その結果、当社取締役会としては、取締役会の実効性は確保できていると評価しております。

当社取締役会は、分析・評価結果を踏まえ、取締役会の実効性の更なる向上に努め、より充実したコーポレートガバナンスと企業価値向上を目指してまいります。

(補充原則4-14-2)

当社は、取締役及び監査役のトレーニングに関する方針を策定し、当社ホームページにて開示しております。

<http://www.cyber-l.co.jp/ir/governance/>

(原則5-1)

当社は、株主からの対話(面談)の申込みに対しては、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するよう、合理的な範囲で前向きに対応するよう努めております。

また取締役会は、IR担当役員、IR担当部署を設置するとともに、IRポリシーを制定し、当社ホームページにおいて開示しております。

<http://www.cyber-l.co.jp/ir/policy/>

## 2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

### 【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社サイバーコア	1,200,000	24.78
村上 恒夫	370,300	7.65
サイバーリンクス従業員持株会	296,020	6.11
西日本電信電話株式会社	108,300	2.24
株式会社紀陽銀行	94,956	1.96
和歌山県	84,117	1.74
堀内 宏行	74,000	1.53
パナソニックシステムソリューションズジャパン株式会社	72,972	1.51
富士通株式会社	70,020	1.45
井谷 直人	60,000	1.24

支配株主(親会社を除く)の有無	—
親会社の有無	なし

### 補足説明

## 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	12月
業種	情報・通信業

直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

――

## II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

#### 【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 <span style="background-color: #FFD700;">更新</span>	6名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

#### 会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
桂 靖雄	他の会社の出身者													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

#### 会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
桂 靖雄	○	該当事項はありません。	長年にわたる上場企業の役員として経営を担った豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社の経営に資するところが大きいと判断し、社外取締役に選任しております。当社との間で特別な利害関係を有しておらず、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断したため、独立役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

#### 【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5名

監査役の人数 3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人から監査計画や監査結果の説明を受けるほか、監査役監査の過程で発見された事項等について定期・不定期に意見交換を実施しております。  
 監査役と内部監査室は、定期的に内部監査の結果等について情報交換を行っております。

社外監査役の選任状況 選任している

社外監査役の人数 3名

社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
前田 史郎	他の会社の出身者							△						
水城 実	税理士										△			
濱瀬 順一	その他										△			

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
前田 史郎		前田史郎氏が長年勤めていた株式会社紀陽銀行と当社との間には、資金借入等の取引がありますが、借入金利については市場金利に基づいて合理的に決定しており、重要性は認められません。	金融機関における豊富な経験を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有していることから、社外監査役として選任しております。
水城 実	○	水城実氏は、2011年3月から2012年3月まで当社税務顧問をしておりましたが、その内容・金額規模は当社の財政状態・経営成績及びキャッシュフローの状況からみて、いずれも重要性は認められません。	税理士及び社会保険労務士として税務会計及び労務に関する専門的な知見と豊富な経験を有していることから、社外監査役に選任しております。 当社との間で特別な利害関係を有しておらず、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断したため、独立役員に指定しております。
濱瀬 順一	○	濱瀬順一氏は、当社の取引先である和歌山県庁の出身者で、当社と和歌山県との間に取引がありますが、入札制度による取引であり、取引の性質上、意思決定に対し影響を及ぼすおそれはないと判断しております。	これまで直接会社経営に関与された経験はありませんが、行政分野における長年の豊富な経験と幅広い見識を有していることから、社外監査役に選任しております。 当社との間で特別な利害関係を有しておらず、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断したため、独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の数 3名

## その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす社外役員をすべて独立役員に指定しております。

### 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する  
施策の実施状況

ストックオプション制度の導入

#### 該当項目に関する補足説明

(株式報酬型ストック・オプション)

取締役(社外取締役を除く)に対して、株式報酬型ストック・オプションとして新株予約権を年額40百万円以内の範囲で割り当て、その総数は各事業年度において500個(新株予約権1個当たり当社普通株式100株)を上限としております。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役

#### 該当項目に関する補足説明 更新

(株式報酬型ストック・オプション)

当社の業績と株式価値との連動性をより一層強めることにより、取締役が株主の皆様と利害を共有することで、中長期的な業績向上と企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めるため、取締役(社外取締役を除く)に対して、株式報酬型ストック・オプションとして新株予約権を付与することとしております。

提出日現在における株式報酬型ストック・オプションの状況は以下の通りです。

- ・2015年4月30日付与 当社の取締役4名に対し84個(新株予約権1個につき当社普通株式100株)
- ・2016年4月28日付与 当社の取締役4名に対し127個(新株予約権1個につき当社普通株式100株)
- ・2017年4月17日付与 当社の取締役4名に対し115個(新株予約権1個につき当社普通株式100株)

### 【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬)の開示状況

個別報酬の開示はしていない

#### 該当項目に関する補足説明

報酬額の総額が1億円以上である者が存在しないため、報酬の個別開示は行っておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

#### 報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

○役員報酬等の額の決定に関する方針

・役員報酬等の額の決定に関する方針の決定方法

取締役報酬等の額の決定方針については社外取締役を含む取締役会の決議により、監査役報酬等の額の決定方針については監査役の協議により決定する。

○役員報酬等の額の決定に関する方針の内容

・役員報酬等の基本的な考え方

当社の役員報酬等については、中長期的な業績向上と企業価値向上への貢献意欲を高めることを基本とし、当社役員に求められる役割と責務に見合った報酬水準及び報酬体系となるよう設計する。

○役員報酬等の内容

・取締役報酬

固定報酬(基本報酬)及び業績連動報酬(賞与及び株式報酬型ストック・オプション)で構成する。ただし、社外取締役、非常勤取締役については、監督機能強化の観点から基本報酬のみで構成する。また、基本報酬、賞与の総額は株主総会が決定した報酬総額の限度内とし、株式報酬型ストック・オプションの総額は株主総会が決定した株式報酬型ストック・オプション総額の限度内において取締役会にて決定する。基本報酬の水準は、他社水準を参考として設定し、各取締役の報酬については、業績、役割や責務を勘案して決定する。賞与総額は、当社の業績に応じて設定し、各取締役の賞与については、役位を勘案して決定する。株式報酬型ストック・オプションは、当社の業績と株式価値との連動性をより一層強めることにより、取締役が株主の皆様と利害を共有することで、中長期的な業績向上と企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めることを目的として付与するもので、各取締役の割当数は、役位・業績等を勘案して決定する。

・監査役報酬

基本報酬のみで構成する。また、基本報酬の総額は株主総会が決定した報酬総額の限度内とし、各監査役の報酬については、常勤・非常勤の別及び業務分担の状況等を勘案して監査役の協議により決定する。

### 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役のサポートは総合管理部が行っております。また、非常勤監査役に対する情報伝達は常勤監査役が行っております。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

### (1) 取締役会・役員体制

当社の取締役会は、取締役6名(うち1名は社外取締役)で構成されており、毎月1回の定例取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、業務執行の決定や、取締役の職務の執行を監督しております。また、経営の監督機能と執行機能の分離を目的として、執行役員制度を導入しており、執行役員5名を選任しております。執行役員制度の導入によって、迅速で的確な経営意思決定と業務執行責任の明確化に努めております。なお、社外取締役が期待される役割を十分に発揮できるよう、定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、社外取締役との間において、会社法第423条第1項に定める賠償責任を法令が定める額に限定する契約を締結しております。

### (2) 監査役会・監査役

当社は、監査役会制度を採用しております。監査役会は、監査役3名(うち社外監査役3名)で構成され、コーポレート・ガバナンスのあり方とその運営状況を監視し、取締役の職務の執行を含む日常的活動の監査を行っております。各監査役は、取締役会をはじめとする重要な会議に出席して意見を述べる等、コーポレート・ガバナンスを有効に機能させるよう努めております。なお、社外監査役3名との間において、会社法第423条第1項に定める賠償責任を法令が定める額に限定する契約を締結しております。

### (3) 経営戦略会議

経営戦略会議は、取締役、執行役員及び代表取締役社長が指定する部門長によって構成され、毎週定期的に行われ、取締役会及び社長決裁事項のうち重要なものについて、あらかじめ方針等を検討するとともに、業務全般にわたる情報共有を行っております。また、監査役の業務執行に資するため、常勤監査役も出席しております。

### (4) 会計監査人

有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結し、同監査法人の監査を受けております。

## 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、迅速かつ実効性のあるコーポレート・ガバナンス体制の構築が重要であると考えております。そのため、当社の事業内容及び規模等に鑑み、監査役設置会社が最適であると判断しております。取締役会は少数の取締役により構成し、迅速な意思決定を行っております。また、取締役の任期は2年とし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制の確立と、取締役の経営責任を明確にしております。さらに、経営の効率化並びに健全性・透明性の確保を図る一環として、執行役員制度を導入し、取締役会による「決定・監督」と執行役員による「業務執行」を明確に分離しております。

### /// 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

#### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会招集通知を法定期日(総会開催の2週間前)より早く発送しております。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は、12月31日を決算日としておりますので、定時株主総会は3月に開催しております。そのため、集中日の問題は回避できていると認識しております。
その他	株主の皆様への早期情報開示の観点から、当社ホームページ等に招集通知を発送前に掲載しております。

#### 2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	証券会社等の支店等を利用して、個人投資家向け会社説明会を開催しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期決算及び年度決算終了後に説明会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ内に独立したIRページを設け、決算情報等を公開しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	担当役員:専務取締役 佐藤 正光 担当部署:総合管理部 総務企画課	

#### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、「コンプライアンス・マニュアル」において、各ステークホルダー(「社会」、「顧客・取引先」、「株主・投資家」、「社員」)に対する基本姿勢を定めております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、「IRポリシー」において、情報開示の基本方針を定め、適時、適切、公平な情報開示に努めております。

## IV 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は業務の適正性を確保するための体制として、「内部統制システムの整備に関する基本方針」を定めており、概要は以下のとおりです。

(1) 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- a 当社は、コンプライアンス体制の基礎として、「サイバーリンクス行動指針」、「リスクマネジメント・コンプライアンス規程」を定める。
- b 当社は、取締役会の直属機関である「リスクマネジメント・コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンス体制の構築・強化を図る。  
また、リスクマネジメント・コンプライアンス委員会は、コンプライアンスに関する行動規範及び具体的な遵守事項を定め、周知徹底する。
- c 取締役は、社内及び社外（弁護士）に「コンプライアンス相談窓口」を設置し、取締役及び従業員からのコンプライアンス違反行為等に関する相談又は通報を適正に処理する。
- d 内部監査室は、内部統制の評価並びに業務の適正性及び有効性について監査を実施する。
- e 従業員の法令・定款違反行為については「就業規則」に従い処分を決定する。取締役の法令・定款違反行為については、「役員倫理規程」「役員就業規則」に従い処分を決定する。
- f 監査役は独立した立場から、内部統制システムの整備・運用状況を含め、取締役の職務執行を監査する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- a 取締役の職務の執行に係る情報について、法令及び「文書管理規程」に基づき保管責任者が適切に保存・管理し、これらを閲覧できる状況とする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- a 「リスクマネジメント・コンプライアンス規程」に基づき、リスクマネジメント・コンプライアンス委員会において、企業活動に関わるリスクについて把握するとともに、リスクの発生の防止、発生したリスクへの対処を統括的に行う。
- b 会社の情報資産に係るリスクについて、「情報リスク管理規程」に基づき情報リスク管理責任者を設置し、情報リスク管理責任者はリスクの発生を最小限に抑え、またリスクが発生した場合の影響範囲を最低限にするよう内部規程の整備や対策の実施を行う。
- c ISO9001、ISO20000、及びISO27001の認証を受け、品質管理及び情報セキュリティ管理に取り組む。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- a 定例取締役会及び必要に応じ臨時取締役会を随時開催し、経営に関する重要事項について職務の執行の決定を行う。
- b 取締役会の決定に基づく職務の執行について、「職務権限規程」等の社内規程に基づき権限委譲を行い、取締役の職務執行の効率化を図る。

(5) 次に掲げる体制その他の当社及びその子会社からなる企業集団（以下、当社グループという）における業務の適正を確保するための体制

当社は現在、子会社を有していないものの、将来において子会社を有した場合には、以下の体制を整備する。

- a 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
  - ・当社は、「関係会社管理規程」に基づき、子会社の経営内容を適確に把握するため、子会社に対し、営業成績、財務状況その他の重要な情報について、当社に定期的に報告を求める。
- b 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - ・当社は、「リスクマネジメント・コンプライアンス規程」において、子会社にリスクマネジメントを行うことを求めるとともに、「リスクマネジメント・コンプライアンス委員会」において、グループ全体のリスクマネジメント推進に関わる課題・対応策を審議する。
- c 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - ・当社は、子会社の経営の自主性及び独立性を尊重しつつ、当社グループ経営の適正かつ効率的な運営に資するため、「関係会社管理規程」に基づき、子会社の管理を行う。
- d 子会社の取締役等及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - ・当社は子会社に、その役員及び従業員が「サイバーリンクス行動指針」、「リスクマネジメント・コンプライアンス規程」に基づき、適正かつ有効な職務の執行に努める体制を構築させる。
  - ・内部監査室は、子会社の業務活動の適正性及び有効性について、定期的に監査を実施する。

(6) 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員の独立性及び当該従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項

- a 当社は、監査役の求めにより、監査役の職務を補助すべき従業員（監査役スタッフ）として適切な人材を配置する。
- b 監査役スタッフに対する指揮命令は、監査役が行うものとし、監査役スタッフの人事（評価・異動等）に関しては、監査役の同意を得るものとする。
- c 当社は、監査役スタッフに関し、監査役の指揮命令に従う旨を社内に周知徹底する。

(7) 当社グループの取締役・監査役及び従業員又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制

当社は現在、子会社を有していないものの、将来において子会社を有した場合には、子会社に対しても以下の体制を整備する。

- a 当社取締役は、その職務の執行状況について、取締役会等の重要会議を通じ監査役に報告を行うほか、必要に応じ、遅滞なく報告を行う。
- b 当社取締役及び従業員は、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実、重大な法令・定款違反、その他重要な事項を発見したときは、直ちに監査役に報告を行う。
- c 子会社の役員及び従業員は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。
- d 「コンプライアンス相談窓口」の担当部門は、当社グループの役職員からの相談・通報の状況について、必要に応じ、当社取締役、監査役及び取締役会に報告を行う。
- e 当社は、監査役へ報告を行った当社グループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役職員に周知徹底する。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- a 監査役は、代表取締役と定期的な意見交換会を設ける。
- b 監査役は、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を開覧し、必要に応じ取締役又は従業員等にその説明を求めることができる。  
また、監査役が必要と認めた場合は、いかなる会議、委員会等にも出席することができる。
- c 監査役は、監査の実施に当たり、必要に応じ弁護士又は公認会計士等の外部の専門家を独自に起用することができる。
- d 取締役は、監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、速やかに当該費用又は債務を処理する。

(9) 財務報告の信頼性を確保するための体制

- a 金融商品取引法に基づく財務報告の適正性を確保するため、内部統制システムを構築するとともに、そのシステムが適正に機能することを継続的に評価し、必要に応じて是正を行う。

(10) 反社会的勢力排除に向けた体制

- a 「反社会的勢力排除マニュアル」を定め、反社会的勢力との取引を一切遮断する。

## 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力を排除するためには、「毅然とした対応、法律及び社会のルールに則った解決、根気強い対応」が必要であり、そのために全社的に統一した業務ルールを制定し、徹底した取り組みを行っていくことが重要であると考えております。

「反社会的勢力排除マニュアル」を制定し、反社会的勢力排除にかかる主管部署を総合管理部総務企画課と定める等、社内体制を明文化することで全社的に統一した取り組みを行う体制を整備しております。

また、反社会的勢力の排除を徹底するために、取引先及び取引検討先に対する新聞記事検索による調査や、公益財団法人和歌山県暴力追放県民センターの賛助会員となり、情報収集を行っております。

## V その他

### 1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

---

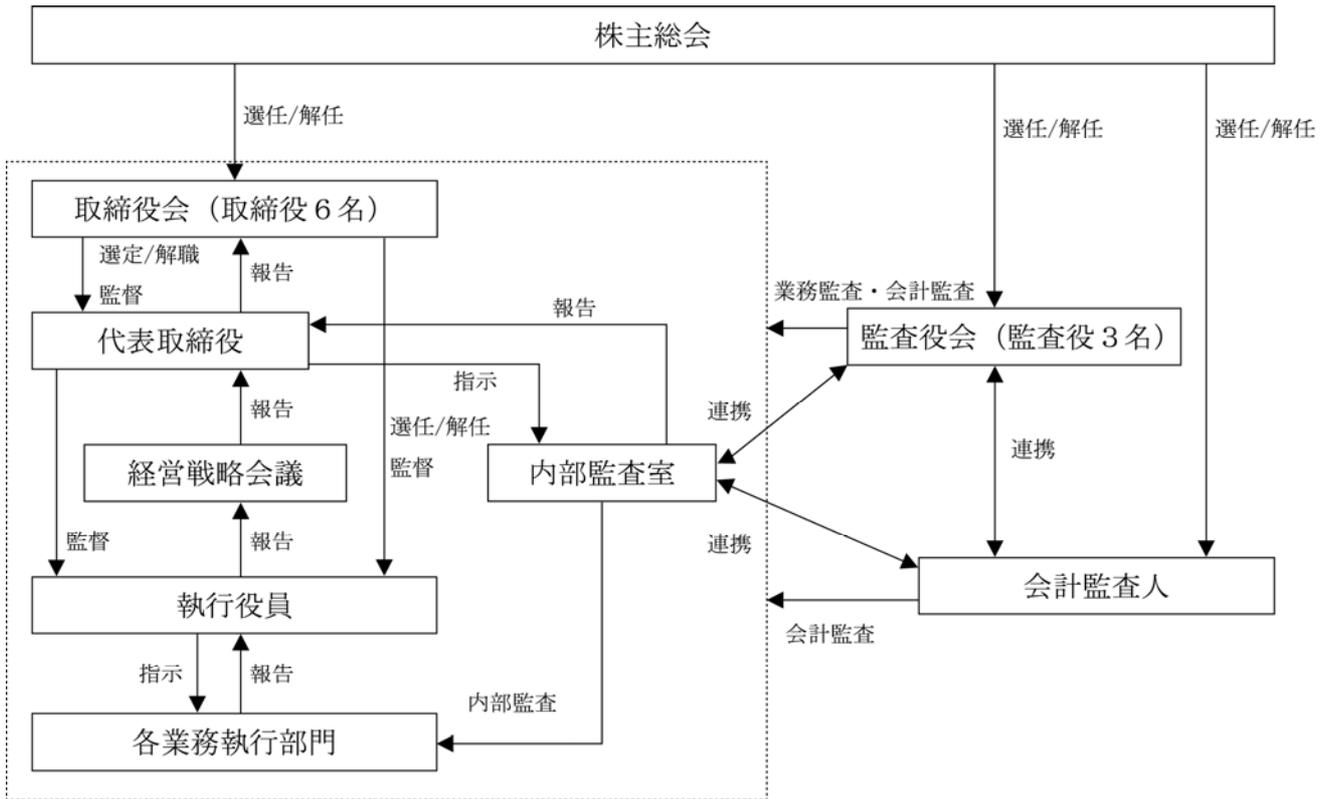
該当項目に関する補足説明

---

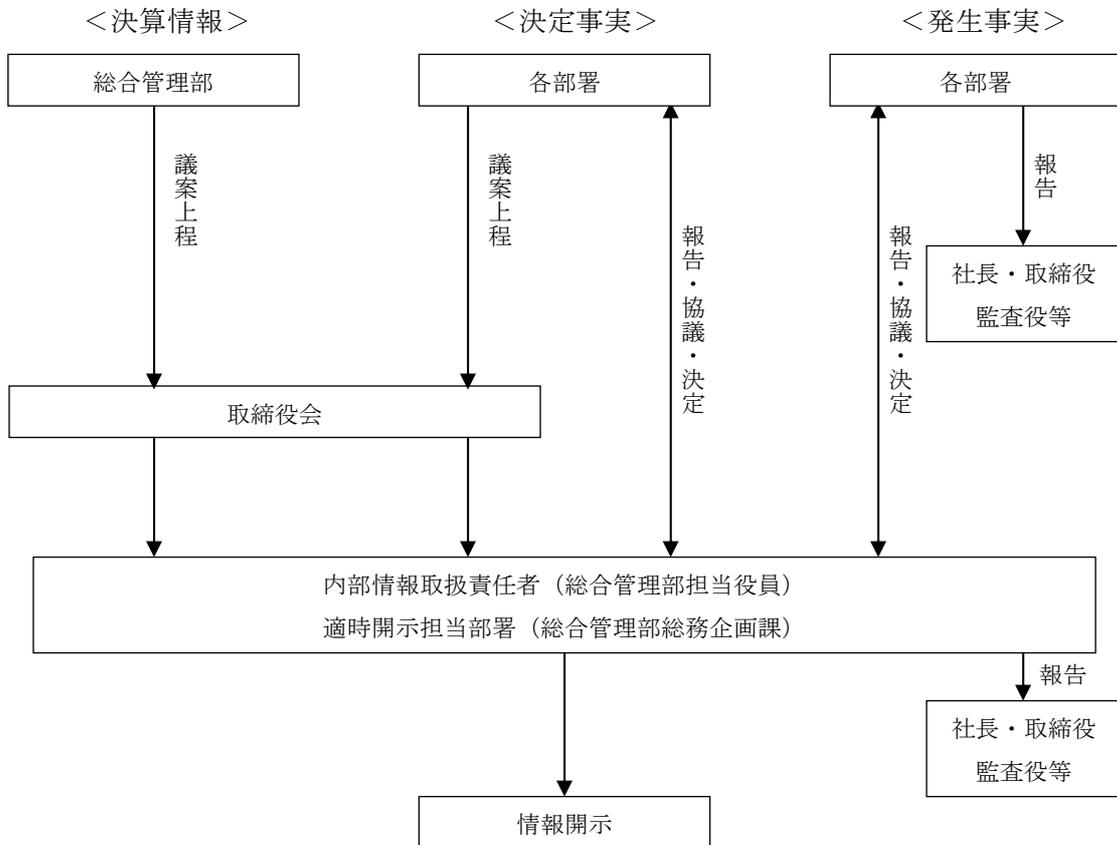
### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

---

【コーポレートガバナンス体制の概要（模式図）】



【適時開示体制の概要（模式図）】



以上